

○犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱

平成30年12月25日要綱第108号

改正

令和3年3月30日要綱第50号

令和4年3月4日要綱第17号

令和5年3月15日要綱第24号

令和5年6月21日要綱第80号

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震等による災害から保護するため、老朽化した火の見やぐら等の撤去を実施する者に対して交付する犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会等 一定の区域に住所を有する者で構成された町内会、自治会、自警団等の団体をいう。

(2) 火の見やぐら等 火の見やぐら、サイレン装置(支柱を含む。)及び消防ホース干し設備のうち、鉄骨で組み上げられたもの又は電信柱に鐘をつけたもので、望楼、サイレン等が設置されているものをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 火の見やぐら等の撤去工事を行う町内会等

(2) 第5条の申請の日の属する年度の2月末日までに第9条第1項の報告書を提出できる者

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、火の見やぐら等の撤去工事に要した経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、500,000円を上限とする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、撤去工事に着手する前に犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 撤去する火の見やぐら等の位置図

(2) 撤去工事の内容を明らかにする写真

(3) 撤去工事に係る費用の見積書(業者の記名があるものに限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

**第6条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(計画変更)

**第7条** 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金変更承認申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事に係る施工箇所又は施工方法

(2) 撤去工事に係る事業費の額

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金変更承認通知書(様式第4)により交付決定者に通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

**第8条** 交付決定者は、撤去工事を廃止し、又は中止しようとする

きは、犬山市火の見やぐら等安全対策事業廃止（中止）届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

**第9条** 交付決定者は、撤去工事が完了したときは、犬山市火の見やぐら等安全対策事業完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 撤去工事に係る費用の領収書等の支出を明らかにするものの写し

（2） 撤去工事の着手前及び完了後の写真

（3） その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、撤去工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

**第10条** 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金の額の確定通知書（様式第7）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第11条** 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して30日以内に犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

**第12条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命じることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第6条の決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前条第1項に定める期日までに、同項の請求書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

2 この要綱は、平成30年5月1日以降に着手する撤去工事について適用する。

(特例措置)

3 平成30年5月1日から同年12月25日までの間に着手する撤去工事に係る第5条及び第9条第2項の規定の適用については、第5条中「という。）」は、撤去工事に着手する前に」とあるのは「という。）」は、」と、第9条第2項中「撤去工事の完了の日」とあるのは「第6条の決定の日」とする。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。

#### 附 則 (令和3年3月30日要綱第50号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

#### 附 則 (令和4年3月4日要綱第17号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用

することができる。

**附 則（令和 5 年 3 月 15 日要綱第 24 号）**

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

**附 則（令和 5 年 6 月 21 日要綱第 80 号）**

この要綱は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

犬山市長

申請者 団体名  
住 所  
代表者名

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付申請書

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

《安全対策として撤去する火の見やぐら等の概要》

- 1 所在地 \_\_\_\_\_
- 2 火の見やぐら等の種類 火の見やぐら・サイレン装置・消防ホース干し・その他  
( \_\_\_\_\_ ) (該当するものに○を願います)
- 3 工事の概要
  - (1) 工事施工者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_
  - (2) 工期予定 \_\_\_\_\_年 月 日～ \_\_\_\_\_年 月 日
- 4 補助対象経費 \_\_\_\_\_円
- 5 補助申請額 \_\_\_\_\_円
- 6 添付書類
  - (1) 撤去する火の見やぐら等の位置図
  - (2) 撤去工事の内容を明らかにする写真
  - (3) 撤去工事に係る費用の見積書
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第6条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 対象事業の所在地

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

様式第3（第7条関係）

年 月 日

犬山市長

申請者 団体名  
住 所  
代表者名

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付 指令第 号により補助金の交付決定を受けた火の見やぐら等安全対策事業の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象事業の所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第4（第7条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長

㊟

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった火の見やぐら等安全対策事業の変更については下記のとおり承認し、それに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

1 対象事業の所在地

2 変更後の交付決定額 金 円

3 承認の内容

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金変更承認申請書のとおり

4 その他

様式第5（第8条関係）

年 月 日

犬山市長

申請者 団体名  
住 所  
代表者名

犬山市火の見やぐら等安全対策事業廃止（中止）届

年 月 日付 指令第 号により補助金の交付決定を受けた火の見やぐら等安全対策事業について、廃止（中止）したいので届け出ます。

記

- 1 対象事業の所在地
- 2 廃止（中止）の理由

様式第6（第9条関係）

年 月 日

犬山市長

申請者 団体名  
住 所  
代表者名

犬山市火の見やぐら等安全対策事業完了実績報告書

年 月 日付 指令第 号により補助金の交付決定を受けた火の見やぐら等安全対策事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象事業の所在地

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 撤去工事に係る費用の領収書等の支出を明らかにするものの写し
- (2) 撤去工事の着手前及び完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7（第10条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長

印

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付で完了実績報告書の提出があった補助金については、額が確定しましたので、犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 対象事業の所在地

2 確定補助金額 金 円

様式第8（第11条関係）

年 月 日

犬山市長

申請者 団体名  
住 所  
代表者名

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金請求書

犬山市火の見やぐら等安全対策事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 支払請求額 金 円
- 2 対象事業の所在地
- 3 指令番号 年 月 日 指令第 号

振替先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
金融機関	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

（口座名義が異なる場合は、記名してください。）

上記口座名義人にお支払ください。

氏 名